



手続き・届出



最新の情報は左の二次元コードから市HPへアクセスして入手してください

戸籍に関する届出

出生、死亡、婚姻など戸籍の届出は、人の身分を記録し証明するために大切なものですので、忘れずに届出ください。

区分	提出書類	必要なもの	注意	備考
結婚するとき	婚姻届	<ul style="list-style-type: none"> ● 夫と妻の印鑑(旧姓) ● 本人確認書類(注意欄を参照) ● 現在または婚姻後の本籍が市外の場合は戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 婚姻届を提出されただけでは、住所は変更されません。住所の異動がある場合は別途住民異動届を提出してください。 <p>《本人確認書類》 ①②③のいずれか</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 官公署が発行した顔写真付きの身分証明書等(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(個人番号カード)など)を1つ ② 官公署が発行した身分証明書等(健康保険証、年金手帳、顔写真なしの住民基本台帳カードなど)を2つ ③ 顔写真付きの書類(社員証、学生証等)を1つと②の書類1つ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 届書には夫婦双方と成人2人の証人の署名押印が必要です。 ● 未成年者は父母の同意書が必要です。 ● 妻になる人が再婚の場合は、その前婚の解消または取消しの日から100日の経過が必要です。 ● この届出により氏名が変更になる方は、マイナンバー通知カード、マイナンバーカード(個人番号カード)、住民基本台帳カードのうち所持しているもの全ての記載事項変更届が必要です。
離婚するとき	協議離婚(話し合い)の場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 夫と妻の印鑑 ● 本人確認書類(婚姻届の注意欄を参照) ● 現在または離婚後の本籍が市外の場合は戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 同時に「離婚の際に称していた氏を称する届」の提出がなければ、戸籍の筆頭者でない方は旧姓に戻ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 届書には夫婦双方と成人2人の証人の署名押印が必要です。 ● この届出により氏名が変更になる方は、マイナンバー通知カード、マイナンバーカード(個人番号カード)、住民基本台帳カードのうち所持しているもの全ての記載事項変更届が必要です。
	裁判所の手続きを経て離婚する場合(調停、和解、認諾、審判、判決離婚)	<ul style="list-style-type: none"> ● 届出人の印鑑(備考欄を参照) ● 調停、和解、認諾調書または審判書 ● 判決確定証明書(必要ない場合もあります) ● 現在または離婚後の本籍が市外の場合は戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 離婚成立、確定の日から10日以内に届出ください。 ● 旧姓に戻る方が新しい戸籍を作りたい場合は、その方の署名押印が必要です。 ● 同時に「離婚の際に称していた氏を称する届」の提出がなければ、戸籍の筆頭者でない方は旧姓に戻ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 届出人は原則、申立人の方ですが、相手方からの届出が認められる場合もあります。 ● この届出により氏名が変更になる方は、マイナンバー通知カード、マイナンバーカード(個人番号カード)、住民基本台帳カードのうち所持しているもの全ての記載事項変更届が必要です。
子どもが生まれたとき	出生届	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子健康手帳 ● 届出人(父または母)の印鑑 <p>函館市民の方は…</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもが加入予定の健康保険証 医療費の助成(127ページ)や児童手当(126ページ)の制度があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生まれた日を含めて14日以内(14日目が土・日・祝日の場合は明けた平日まで)に届出ください。 ● 子の名前は平仮名、片仮名、常用漢字、人名用漢字の範囲に限られています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 届書は出産された病院・助産所でお受け取りください。 ● 届書には医師・助産師等の証明が必要です。
死亡したとき	死亡届	<ul style="list-style-type: none"> ● 届出人の印鑑 ● 医師の死亡診断書等 <p>火葬の取り扱い 「埋火葬許可証」の申請を休日や夜間にされる場合は、市役所本庁舎の宿日直室、または戸井、恵山、楳法華、南茅部の各支所にお願います。斎場は電話で予約できます。 ※遺体は法で定める一類感染症等で死亡した場合を除き、死後24時間を過ぎなければ火葬できません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡の事実を知った日を含めて7日以内(7日目が土・日・祝日の場合は明けた平日まで)に届出ください。 ● 届出人についてご不明な点はお問合せください。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 埋火葬許可証を発行します。 ● 市内で火葬する場合は斎場使用料の納付が必要です。
本籍を変更するとき	転籍届	<ul style="list-style-type: none"> ● 夫と妻の印鑑 ● 市外から本籍を移す、または市外へ本籍を移す場合は戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 		<ul style="list-style-type: none"> ● 届書には夫婦双方の署名押印が必要です。 ● 新本籍の表示は土地登記上の地番・枝番のほか住居表示上の街区符号(番)が使えます。

※その他の届出に関することはお問合せください。

※外国籍を有する方の届出は、上記によらない場合がありますのでお問合せください。

戸籍・住民記録・印鑑登録の届出に関するお問合せ

戸籍住民課	TEL.21-3173	戸井支所市民福祉課	TEL.82-2112
湯川支所戸籍住民担当	TEL.57-6162	恵山支所市民福祉課	TEL.85-2335
銭亀沢支所住民担当	TEL.58-2111	楳法華支所市民福祉課	TEL.86-2111
亀田支所戸籍住民担当	TEL.45-5583	南茅部支所市民福祉課	TEL.25-6043



手続き・届出

住民記録に関する手続き

区分	提出書類	必要なもの	届出期間	備考
市外からの引越し	転入届	<ul style="list-style-type: none"> ● 転出証明書(前住所地の市区町村が発行) ● 届出人(窓口にいられた方)の本人確認書類(運転免許証、健康保険証など) ● 転入した方全員分のマイナンバー通知カード、マイナンバーカード(個人番号カード)、住民基本台帳カード 	引越しした日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 義務教育のお子さんがある場合は、在学証明書(前の学校で発行)をお持ちください。 ● 国民年金に加入している方は年金手帳をお持ちください。 ● 有効なマイナンバーカード(個人番号カード)または住民基本台帳カードをお持ちの方が転出証明書の交付を受けずに、転出手続きをした場合は、そのカードをお持ちください。
市内での引越し	転居届	<ul style="list-style-type: none"> ● 届出人(窓口にいられた方)の本人確認書類(運転免許証、健康保険証など) ● 転居した方全員分のマイナンバー通知カード、マイナンバーカード(個人番号カード)、顔写真付きの住民基本台帳カード 		<ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度に加入している方は保険証をお持ちください。
市外への引越し	転出届	<ul style="list-style-type: none"> ● 届出人(窓口にいられた方)の本人確認書類(運転免許証、健康保険証など) 	引越しする前に	<ul style="list-style-type: none"> ● 転出届受理後、新住所地での転入手続きに必要な転出証明書を交付します。(マイナンバーカード(個人番号カード)または住民基本台帳カードをお持ちの方は同カードを使用して転入手続きができるため「転出証明書」の交付はありません。) ● 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度に加入している方は保険証をお持ちください。 ● 郵送または電子申請で転出手続きができます。

※本人確認書類の提示がない場合は届出を受理した旨を本人あてに送付します。
 ※別世帯の方が代理で手続きする場合には委任状等が必要です。
 ※外国人住民の方は在留カード等をお持ちください。(詳細はお問合せください。)
 ※届出人(窓口にいられた方)が自著できない場合は印鑑が必要です。

印鑑登録

市内に住民登録している方(15歳未満・成年被後見人を除く)は、印鑑登録ができます。

▶ 印鑑登録証

登録が済んだ方に「印鑑登録証」を交付します。登録証は「印鑑登録証明書」を取得するとき(91ページ参照)に必要です。登録証をなくしたときは、直ちに届出ください。再交付には再度登録の手続きと、手数料300円が必要です。

▶ 印鑑登録の申請

■ 即日登録可能な場合

登録する印鑑と本人確認書類(官公署が発行した顔写真付きの身分証明書、運転免許証、パスポート等)が必要です。顔写真付きの本人確認書類がない場合は、健康保険証等の提示とともに、申請書に保証人(函館市で印鑑登録している方)の署名と押印(保証人の登録印)が必要です。

■ 後日の登録となる場合

上記によらない場合は、後日の登録となります。申請受付後、本人あてに送付する照会書に必要事項を記入し、登録する印鑑と健康保険証等とともに持参ください。また、本人がやむを得ない理由で直接申請できない場合は、本人の委任の旨を証する書面(代理人選任届)、登録する印鑑、代理人の印鑑が必要です。この場合、郵送による本人への意思確認のため、7日間程度かかります。



手続き・届出

住民票・戸籍証明・印鑑登録証明等の発行

区分	手数料	必要なもの	備考
住民票の写し 全員の写し/ 同一世帯の住民票に記載されて いる方全部を謄写したもの。 1人または一部の写し/ 住民票から必要とする方の部分 だけを謄写したもの。	300円	〈本人確認書類〉 官公署が発行した身分証明書等(運転免許証、パス ポート、マイナンバーカード(個人番号カード)、健康 保険証、年金手帳など)	●住所(番・号または番地)と世帯主を事前に 確認してください。 ●本人または同一世帯員以外の方が他人の 住民票を請求するときは、使用目的を資料 等で具体的に示してください。
戸籍の附票の写し (住所の履歴を記載したもの)	300円	同上	●本籍地(番地または番まで)と戸籍筆頭者 を事前に確認してください。 ●本籍が函館市外の場合は、本籍のある市 区町村に請求してください。
身分証明書			
戸籍証明(戸籍謄本など) 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)/ 戸籍原本に記載されている事項の 全部を証明したもの。 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)/ 戸籍原本に記載されている事項か ら必要とする方の部分だけを証明 したもの。	450円	〈本人確認書類〉 次の①・②のいずれか ①官公署が発行した顔写真付きの身分証明書等 (運転免許証、パスポート、マイナンバーカード (個人番号カード)、顔写真付きの住民基本台 帳カードなど)を1つ ②官公署が発行した身分証明書等(健康保険証、 年金手帳など)を2つ	●本籍地(番地または番まで)と戸籍筆頭者 を事前に確認してください。 ●本人・夫・妻・子のように間柄を具体的に示 してください。 ●本籍が函館市外の場合は、本籍のある市 区町村に請求してください。
除籍謄本・抄本	750円		
改製原戸籍謄本・抄本			
印鑑登録証明書	300円	印鑑登録証	●郵送による請求はできません。

※代理人が手続きする場合には、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

▶ 証明書の交付制限

配偶者からの暴力や、ストーカー行為、児童虐待などの被害者からの申出により、加害者が住所を探索するために、被害者の住民票などの交付を受けることを制限します。

申出の前に、警察または渡島総合振興局保健環境部環境生活課や児童相談所等から支援の必要性について確認を受ける必要があります。

■ 交付制限の申出のできる人

- 配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者の方、ストーカー規制法第7条に規定する被害者の方、児童虐待防止法第2条に規定する被害者およびこれらに準ずる行為の被害者(高齢者、障がい者)の方で、加害者がその住所を探索する目的で住民票等の請求を行うおそれがある方
- 保護命令決定書をお持ちの方

■ 交付制限の申出には

支援措置申出書と本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)、顔写真付きの住民基本台帳カードなど)が必要です。

住民基本台帳カード

マイナンバー制度開始に伴い、平成27年12月28日をもって、交付を終了しました。

すでに交付されている住民基本台帳カードは、失効とならない限り、有効期間終了まで引き続きお使いいただけます。

なお、マイナンバーカード(個人番号カード)の交付を受ける場合は、返納していただく必要があります。

公的個人認証サービス

公的個人認証サービスとは、インターネットを使ったオンラインでの申請や届出といった行政手続などや、インターネットサイトにログインを行う際に用いられる本人確認の手段です。

他人による「なりすまし」や電子データの通信中における「改ざん」を防ぎ、誰もがインターネットを通じた安全・確実な行政手続等を行うための機能を、マイナンバーカード(個人番号カード)等のICカードに記録する「電子証明書」という形で提供しています。

電子証明書には以下の2種類があります。

■ 署名用電子証明書

- インターネット等によるオンライン手続きの際、「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したものであること」を証明する。

■ 利用者証明用電子証明書

- インターネット上の情報サイトなどに「ログインした者が利用者本人であること」を証明する。

■ 交付申請には

交付手数料200円(マイナンバーカード初回交付に伴う電子証明書の発行は当面無料。マイナンバーカードの再交付に伴う発行の場合は有料)。申請時はマイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちください。

※住民基本台帳カード向けの電子証明書の発行は平成27年12月22日で終了しました。

※マイナンバーカード(個人番号カード)向けの電子証明書の発行についての詳細は、92ページ記載の担当までお問合せください。

※代理人による交付申請の場合は、他に必要となる手続きや書類がありますので、詳しくは92ページ記載の担当までお問合せください。



手続き・届出

マイナンバー通知カード

住民票を有する全ての方へ、12桁のマイナンバー(個人番号)をお知らせするマイナンバー通知カードが送付されています。新生児や海外から転入した方については、住民登録後の送付となります。

■ 再交付申請には

交付手数料500円・印鑑・本人確認書類が必要です。

本人確認書類	
顔写真付きの場合	運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなどの官公署が発行したもの1点
上記以外の場合	年金手帳、健康保険証など2点

※代理人による再交付申請の場合は、他に必要となる書類がありますので、詳しくは下記担当までお問合せください。

※申請が受け付けられてから通知カード再交付までに1か月ほどの期間を要します。地方公共団体情報システム機構(以下、J-LIS)から、自宅に直接送付されます。

マイナンバーカード(個人番号カード)

マイナンバーカード(個人番号カード)は、プラスチック製のICチップ付きカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別のほか、マイナンバー(個人番号)と本人の顔写真等が表示されます。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、さまざまなサービスにもご利用いただけます。

■ 交付申請には

マイナンバー通知カードに同封された交付申請書(①)に必要な事項を記入・押印のうえ、顔写真(縦45mm・横35mmで6か月以内に撮影した正面・無帽・無背景のもの)を貼り付け、封筒に入れてJ-LISあてにお送りください。交付申請書をお持ちでない方

は、下記窓口で申請書をお渡ししています。詳しいことは電話でお問合せください。

また、市役所または各支所でマイナンバーカード(個人番号カード)のオンライン申請ができます。希望される方は、下記担当までご連絡のうえ、本人確認書類等をお持ちいただき、市役所戸籍住民課または各支所戸籍住民担当までお越しください。詳しいことは、下記担当あてにお問合せいただくか、次のHPサイトをご確認ください。

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2017113000030/>

その他、スマートフォンによる申請等の方法については、下記担当あてにお問合せいただくか、次のHPサイトをご確認ください。

マイナンバーカード総合サイト/マイナンバーカード交付申請

<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse-smartphone/>

J-LISで作成されたカードが市役所または各支所へ届くと、申請者あてに交付通知書(はがき)が転送不要郵便で送られます。

■ 受け取りには申請者本人に来庁していただきます。

交付通知書(はがき)、マイナンバー通知カード、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)、印鑑、本人確認書類が必要です。なお、交付手数料1,000円(うち、電子証明書交付手数料200円)は、初回交付時は、当面無料です。

本人確認書類	
顔写真付きの場合	運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなどの官公署が発行したもの1点
上記以外の場合	年金手帳、健康保険証など2点

※申請が受付されてからカード交付までに1か月ほどの期間を要します。即日交付はできませんので、ご注意ください。

※代理人によるカード受け取りについては、ご本人が病気で来庁できないなどのやむを得ない場合に限りです。詳しくは下記担当までお問合せください。

住民票・戸籍証明・印鑑証明の発行・マイナンバー通知カード・マイナンバーカード(個人番号カード)に関するお問合せ

戸籍住民課 TEL.21-3168
 湯川支所戸籍住民担当 TEL.57-6162
 銭亀沢支所住民担当 TEL.58-2111
 亀田支所戸籍住民担当 TEL.45-5583

戸井支所市民福祉課 TEL.82-2112
 恵山支所市民福祉課 TEL.85-2335
 楸法華支所市民福祉課 TEL.86-2111
 南茅部支所市民福祉課 TEL.25-6043

< 広告 >

**税務・会計のことなら
おまかせください**

**吉田恭祐
税理士事務所**

税務相談
 決算申告・記帳指導・相続・贈与
 開業、会社設立・事業承継
 創業サポート

函館市本町29番29号 3F

0138-84-6486



函館市の市外局番は ☎ **0138** です

郵送による証明書等の請求

問合せ 戸籍住民課 TEL.21-3168

91ページに記載の証明書(印鑑登録証明書以外)は、郵送で請求できます。

電話・FAX・電子メールによる請求はできません。

▶ 請求には

請求書または次の記載事項が書かれた任意の便せん等に、手数料(郵便局の定額小為替または現金書留)・本人確認書類・返信用封筒(切手貼付・宛先記載)を添えて〒040-8666 函館市市民部 戸籍住民課に請求してください。

※本籍が函館市外の場合は、本籍のある市区町村(「住民票の写し」が必要な場合は住所地市区町村)に請求してください。

※請求書は市のHPからダウンロードできます。

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/shinsei/docs/2014010800077/>

■ 記載事項

- ①必要な方の本籍(「住民票の写し」の場合は住所)
 - ②筆頭者氏名(「住民票の写し」の場合は世帯主氏名)
 - ③戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)・住民票一人の写し・身分証明書などは、必要な方の氏名・生年月日
 - ④必要なものの種類と通数
 - ⑤使用目的
 - ⑥請求者と筆頭者(世帯主)との続柄
- ※第三者の場合は委任状や資料等が必要です。
⑦請求者の住所・氏名・電話番号(日中連絡のつくところ)

電話予約による証明書の交付

問合せ 戸籍住民課 TEL.21-3168

開庁時間内に来庁できない方のために、次の証明書を電話で予約受付し、交付しています。

▶ 交付する証明書

- 住民票の写し(本人および同一世帯員分)
- 印鑑登録証明書(本人分)

▶ 平日夜間の受け取り

予約 当日の午前8時45分～午後4時

交付 当日の午後5時30分～午後9時

▶ 土・日・祝日・年末年始の受け取り

予約 閉庁日前日の午前8時45分～午後4時

交付 閉庁日の午前8時45分～午後9時

▶ 交付場所

市役所宿日直室 ※支所では取り扱いしていません。

電子申請サービスとは?

▶ 北海道電子自治体共同システムによる電子申請サービス

住民票の写し・所得証明書・印鑑登録証明書の交付申請や犬の登録事項変更届などの手続を電子申請できます。

公的個人認証サービスにより、マイナンバーカード(個人番号カード)に電子証明の記録が必要となる場合があります。

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014031100538/>

▶ 申請書ダウンロードサービス

函館市が公開している各種申請書を市のHPからダウンロードできます。

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/shinsei/>

▶ 公共施設予約サービス

市のHPからスポーツ施設やコミュニティ施設などの空き情報の確認と利用予約ができます。

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014022400265/>



手続き・届出